

新橋市民の森愛護会便り

最終号(総集編).
平成 28 年 3 月
新橋市民の森
愛護会 &
原弥生台自治会

新 橋 市 民 の 森 —開園後 1 年の愛護会記録—

新橋市民の森愛護会便り No. 1～No. 13, 補遺等

新橋市民の森愛護会 原弥生台自治会

巡回点検連絡先；横浜市南部公園緑地事務所（045-831-8484）
貸出道具連絡先；環境創造局環境活動支援センター（045-711-0635）
市民活動保険等；横浜市泉区役所総務課庶務係（045-800-2311）
企画調整相談等；環境創造局みどりアップ推進課（045-671-2617）

新橋市民の森愛護会便り目次

平成 27 年 1 月に開園し、その後結成された新橋市民の森の愛護会(以下、愛護会と略記)の設立経緯について新橋市民の森便り(以下、便りと略記)No. 1 でお知らせしました。愛護会は協力団体の助力を得て、園内散策路の「清掃・除草および巡視・点検」が主たる活動です。

新橋市民の森愛護会便り目次----- (2)

市民の森便り索引----- (3)

新橋市民の森制定の経緯；地域力で開設した「新橋市民の森」――横浜市で第 34 番目の市民の森が新橋町に―― (4)

新橋市民の森開園によせて----- (5)

便り No. 1(3 月号) 愛護会結成の経緯・規約・図(園内マップ)----- (6)

便り No. 2(4 月号) 愛護会清掃活動案内・年間活動日程・愛護会 2015 役員―― (9)

便り No. 3(5 月号) 愛護会 4 月活動報告・図(園内エリア 17 紹介)----- (12)

便り No. 4(6 月号) 愛護会清掃活動案内・図(園内エリア No. 1～No. 21 配置図)―― (14)

便り No. 5(7 月号) 巡視点検報告・横浜市のお知らせ(愛護会要綱改正)----- (16)

便り No. 6(8 月号) 愛護会清掃活動案内・新橋市民の森の小鳥達----- (17)

便り No. 7(9 月号) 愛護会 8 月活動報告・新橋市民の森のホタル----- (20)

便り No. 8(10 月号) 愛護会 10 月清掃活動案内・浅間寺墓地崩落法面の復旧工事―― (24)

便り No. 9(11 月号) 愛護会 11 月清掃活動案内・図(新橋市民の森自由散策路コース)・表(観察のポイント)―― (27)

便り No. 10(12 月号) 愛護会 11 月活動報告・「新橋市民の森」通常活動など(新橋市民の森愛護会活動実施要領)―― (30)

便り No. 11(1 月号) 愛護会 1 月活動案内・周辺 3 事業体の新会員―― (32)

便り No. 12(2 月号) 愛護会 1 月活動報告・貸出道具一覧----- (33)

便り No. 13(3 月号) 愛護会 3 月活動案内・新橋市民の森の自然観察(清掃日誌)―― (34)

補遺；1. 弥生台のホタル(その起源と現状)----- (36)

補遺；2. 平成 28 年度の新橋市民の森愛護会活動計画書----- (39)

新橋市民の森 愛護会及び協力団体 (原弥生台自治会 ホタル見守隊
及び 新橋地区社会福祉協議会 新橋自然観察クラブ*)：

原弥生台自治会の全会員、*新橋上自治会・新橋中自治会・新橋下自治会・
新橋西自治会・堂山団地自治会所属の同会員

新橋市民の森便り索引

新橋市民の森設立

- 新橋市民の森制定の経過；地域力で開設した「新橋市民の森」—横浜市で第 34 番目の市民の森が新橋町に— (4)
 新橋市民の森開園によせて----- (5)

新橋市民の森愛護会

- 新橋市民の森愛護会 規約----- (7)
 新橋市民の森愛護会 役員 (2015) ----- (11)
 新橋市民の森愛護会 活動日程 (平成 27 年度)、(平成 29 年度) —— (10), (39)
 新橋市民の森愛護会 新橋市民の森愛護会活動実施要領 ----- (30)
 新橋市民の森愛護会 横浜市貸出道具一覧 ----- (33)

新橋市民の森マップなど

- 園内マップ----- (8)
 園内エリア配置図----- (15)
 園内エリア No. 17C ----- (13)
 園内自由散策路コース ----- (29)
 園内自由散策コースと観察ポイント ----- (28)

新橋市民の森の生物観察調査

- 新橋市民の森の小鳥達----- (18)
 新橋市民の森のホタル (ホタル見回り活動を終えて) ----- (20)
 弥生台のホタル (その起源と現状) ----- (36)
 新橋市民の森の自然観察 (春・秋・冬；清掃日誌) ----- (35)

新橋市民の森愛護会活動案内

4 月	愛護会便り No. 2	9 頁	11 月	愛護会便り No. 9	27 頁
6 月	愛護会便り No. 4	14 頁	1 月	愛護会便り No. 11	32 頁
8 月	愛護会便り No. 6	17 頁	3 月	愛護会便り No. 13	34 頁
10 月	愛護会便り No. 8	24 頁			

新橋市民の森愛護会活動報告小メモ

4 月	愛護会便り No. 3	12 頁	11 月	愛護会便り No. 10	30 頁
7 月	愛護会便り No. 6	18 頁	12 月	愛護会便り No. 11	32 頁
8 月	愛護会便り No. 7	20 頁	1 月	愛護会便り No. 12	33 頁
9 月	愛護会便り No. 8	24 頁	2 月	愛護会便り No. 13	34 頁

新橋市民の森制定の経過

地域力で開設した「新橋市民の森」 ―横浜市で第34番目の市民の森が新橋町に

「新橋市民の森」が平成27年1月16日に開園しました。泉区では「中田宮ノ台市民の森」について2番目です。開設にあたり、原弥生台自治会などが中心となり横浜市への署名活動、マスコミを通じた世論への訴え、また歴代泉区長との話し合い、当時県会議員の仲介で実現した前市長とのカレーライスミーティングでの直接の訴え、さらには泉区北部の5つの連合自治会長へお願いして周辺地域の自然環境の保全についての要望書（注）を市長へ提出して頂きました。当園は新橋連合自治会の原弥生台自治会区域内にあり、相鉄弥生台駅北口から徒歩約5分の位置に3.3ヘクタール（横浜市のホームページ）、休耕田の湿地と樹林地の2つのエリアに分かれています。

開園後、横浜市みどりアップ推進課の要請を受け原弥生台自治会がホタル見守り隊、新橋自然観察クラブの協力を得て、この4月から園路清掃活動・巡視点検の愛護会活動を毎月原則として第一日曜日に実施しています。また、清掃活動後に市民の森内の小鳥たちの講話や、季節ごとの樹林内の自然観察をしています。さらには、6月に飛翔するホタルの時期の1か月間に亘り、毎夜のホタル飛翔の計測や巡視活動をしています。通常の巡視・点検活動として、開園初年度上半期に、カラスの死骸（3羽）、不法投棄・放置の自転車（3台）やマットレス（1件）、塞がれた園路の倒木（1件）などを、横浜市南部公園緑地事務所への連絡によって処理されています。

愛護会活動の他に、森づくり活動団体として横浜市に登録された「新橋の森を守る会（旧弥生台のせせらぎとホタルを守る会）」によって、横浜市と協働で園内の草刈りなどの森の保全・管理活動が実施されています。また、平成24年に市民の森として指定されたのち、平成25年度に、横浜市は原弥生台自治会・弥生台自治会・新橋の森を守る会（現）・その他の地域団体（自然観察クラブ等）とともに保全管理計画を策定しました。さらに、横浜市の整備工事の説明も、概要は保全管理計画の検討会の中で紹介し、加えて現地での説明については両自治会長と守る会に対して行われました。現在、森づくり団体以外の活動として、近隣の新橋小学校5年生による四季の自然観察授業や中川地区センターの観察会など、新橋市民の森活用の際、地域として指導にあたっています。

従って、「新橋市民の森」は原弥生台自治会などが市に働きかけることから始まり、新橋の森を守る会等が中心となり開園まで、まさに行政の指導の下、地域の力で開設された「市民の森」と言えます。

今後の課題として、隣接地の墓地との調和や、園内外の隣接地未指定区域の市民の森指定化などが期待されています。（平成27年度 新橋市民の森愛護会長 片瀬隆雄）

注；①中川連合町内会 ②しらゆり連合自治会 ③和泉北部連合自治会 ④緑園連合自治会
⑤新橋連合自治会 （新橋連合自治会ホームページ、平成27年10月10日、より転載）

「新橋市民の森」開園によせて

平成 27 年 1 月 16 日、「新橋市民の森」が開園しました。

この「森」は、棚田を中心とする西側のゾーン、樹林地からなる東側のゾーンに大きく分かれていることに加え、両ゾーンの中間の稜線に近いところが一か所ゾーン指定されており、“一団の園地”とはなっていないという、他の「市民の森」には見られない特徴を持っています。

平成 13 年から 14 年にかけ、浅間寺名義の大規模な“事業型墓地”計画が浮上した時から私達は、墓地計画に反対するだけではなく、住宅地近くに約 5ha の規模で残された「弥生台の森」を、法律や条例に基づく緑地(制度緑地)として指定し保全するよう、市に求め続けてきました。

平成 18 年、浅間寺が「弥生台の森」の中心に位置する低湿地約 500 坪を購入し、“檀家型墓地”計画を進めていることが明らかになりました。この時には既に、「森」に沿って流れる“せせらぎ”にホタルが飛翔していたことから、希少生物が生息し多様な植生に恵まれた樹林と谷戸、湧水、“せせらぎ”によって構成されるこの貴重な自然環境を、墓地開発から守るための活動に幅広く取り組みました。

具体的には、2 万筆を超えた対市要望の署名活動やマスコミを通じた世論への訴え、歴代泉区長との継続的な話し合い、カレーランチミーティングでの前市長への直接の訴え等々の活動を行う中で、平成 23 年には泉区北部の 5 つの連合自治会長から連名の要望書を市長あてに提出して頂いたところです。

市当局は当初、「“一団の土地”のまとまりが制度緑地指定の要件だから、墓地計画によって分断される『弥生台の森』の指定は困難だ。」という立場でした。これに対し私達は、「短期間に“森”の地権者の全員同意などは、到底得られない。一人、二人でも、一定の規模の土地を所有する地権者の同意があれば、直ちに指定し、漸次、区域拡大を図ることこそが現実的だ。柔軟性を持って指定してほしい。」と主張してきました。

平成 24 年、市から東西の 2 ゾーンによる「市民の森」指定の方針が提示され、今般の開園を迎えました。このような形態での区域指定は異例であり、市当局の英断であると評価できます。

今後、地元住民としては、「市民の森」の保全活動に参加するとともに、未指定部分の地権者の理解、協力を様々な形で求めていくことが必要と考えます。

(原弥生台自治会会報 No. 29 より転載；一杉 雄二<元原弥生台自治会長>)

はじめに

去る 2 月 28 日、2015 年新橋連合自治会 2 月定例理事会の冒頭、横浜市環境創造局みどりアップ推進課藤田智氏（以下横浜市と略記）より配布資料に従って新橋市民の森開設と管理について説明がありました。管理について基本的には横浜市が実施するが、日常的管理について近隣の住民の協力を要請され、散策路については愛護会を結成して自治会が、また散策路以外の地域についてはさらにスキルアップした森づくり活動団体で管理されたい旨の説明がありました。

愛護会結成届

過日横浜市より原弥生台自治会に愛護会の結成を要請され、3 月 7 日の当自治会役員会において検討した結果、要請を受諾することを決定し、その旨を横浜市に伝えると同時に愛護会規約とともに愛護会結成届を担当の横浜市環境創造局南部公園緑地事務所に提出したところです。

愛護会規約

横浜市の指導を受けて添付の規約を作成し、規約に従って役員を決定しました。

愛護会役員

役員は原弥生台自治会区域の泉新橋公園の愛護会役員に準じて決定されました。

愛護会活動の日程

市民の森愛護会活動は愛護会規約に従って泉新橋公園愛護会の活動に準じた定期的な清掃・除草に加えて、随時園路（散策路）、広場の巡視・点検活動をすることも期待されています。現在年間活動計画を一部近隣の自治会または活動団体の協力を得て、立案しているところです。決定次第、次回のご案内でお知らせする予定です。

新橋市民の森愛護会規約

(名 称)

第1条 本会は、新橋市民の森愛護会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、新橋市民の森の美化及び安全な利用を図り、もって市民の森愛護精神の高揚及び地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(構 成)

第3条 本会は、前条の目的に賛同する市民の森周辺の住民により構成する。

(活 動)

第4条 本会は、目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 清掃・除草
- (2) 園路・広場の巡視・点検
- (3) その他愛護会の目的達成のため必要な活動

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	1 名
会 計	1 名
監 事	1 名

(役員の仕事)

第6条 役員は次の仕事を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会の仕事を掌握する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等のあるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、会計仕事を行う。
- (4) 監事は、会計監査を行う。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任をさまたげない。

(総 会)

第8条 本会の総会は、年1回会長が召集し、会長が議長となり、活動に関し重要な事項等を審議決定する。

(経 費)

第9条 本会の経費は、市民の森愛護会費等をもってあてる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

この規約は2015年4月1日より施行する。

新橋市民の森

市民の森は、市内の樹林を守り育てるとともに、市民の皆さんの憩いの広場としてご利用いただくものです。

新橋市民の森には樹林地や水辺があり、周辺にはせせらぎが流れています。泉区に残る貴重な自然とふれ合うことができる場所を、大切にしながら歩いてみてください。

森に行く前に



服や靴、帽子など山道でも歩きやすい格好で出かけよう。



飲み物や食べ物は持参しよう。

フィールドマナー



ボール遊びはしない



ゴミはうちまで



生きものを持ち帰らない持ち込まない



静かさを乱さない



道からはずれない



ペットはつないで



火・コンロは使わない



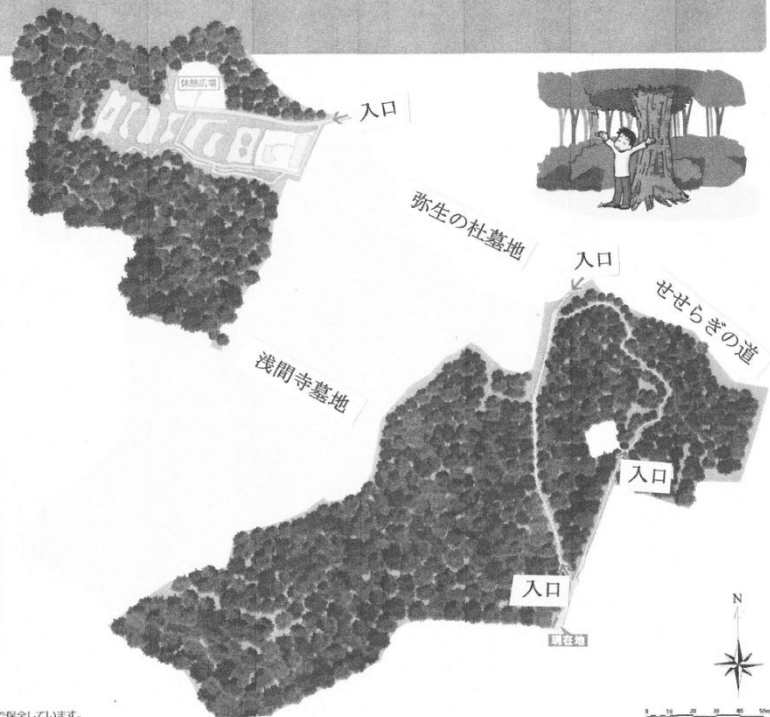
木に接してはしない

注意事項

※ 散策路・広場以外の場所に入らないで下さい

連絡先：横浜市南部公園緑地事務所 045-831-8484

横浜のみどりアップ戦略 この市民の森は、横浜みどり税を活用し、「横浜みどりのアップ計画」で保全しています。



(横浜市みどりアップ推進課配布資料を、許可を得て一部改編)

園内でお気づきの際は；

横浜市南部公園緑地事務所(045-831-8484)

又は 新橋市民の森愛護会役員(本文 p. 26)

関連記事；

(「新橋市民の森」開園によせて、本文 p. 38)；

<原弥生台自治会会報 No. 29>

市民の森・散策路清掃活動

4月19日(日)、午前10時～11時

集合場所；

市民の森、湿地エリアの広場

用 意；

泉新橋公園掃除の際と同様です。

備 考；

H26 年度原弥生台自治会総会(4/26)後、
市民の森・設立総会を行います。

平成 27 年度の新橋市民の森愛護会活動（修正、11/28）

月	原弥生台自治会活動	協力団体活動	備考(イベント等)
4 月	市民の森 4/19	—————	・設立総会(4/26)
5 月	(泉新橋公園、5/24)	[新橋自然観察クラブ、5/1]	・春の観察会
6 月	市民の森 6/7	—————	・ホタル見回り活動（計測・巡視）
7 月	(泉新橋公園、7/5)	[ホタル見守り隊等、7/12]	・講話：森の小鳥達
8 月	市民の森 8/2	—————	・ホタル見回り活動反省会(自治会館)
9 月	(泉新橋公園、9/27)	[新橋自然観察クラブ、9/6]	・秋の観察会 ・横浜市との打合せ①(現地確認)
10 月	市民の森 10/4	—————	
11 月	市民の森 11/8	—————	・草刈り機研修会<土木事務所> (泉新橋公園)
12 月	(泉新橋公園、12/13)	[ホタル見守り隊等、12/13]	・焼き芋大会(泉新橋公園) ・横浜市打合せ②
1 月	市民の森 1/10	—————	
2 月	(泉新橋公園、2/21)	[新橋自然観察クラブ、2/6]	・冬の観察会
3 月	市民の森 3/6	—————	・通常総会(3/27)

【注】：1) 原弥生台自治会及び新橋自然観察クラブ は原則として毎月第一日曜日

2) 自然観察クラブは活動終了後、樹林内 2 か所での春、秋、冬の観察会

3) ホタル見守り隊は、6 月 1～30 日、夜間に巡視活動（含むホタル計測）

【広報活動】1) 毎月、原弥生台自治会内(16 班)に、新橋市民の森愛護会便り No.1～No.12 を回覧。2) 4 月、新橋連合内他自治会長(9 名)に、同市民の森愛護会便り No.1、No.2 を配布。3) 9 月、泉区長、泉区北部連合自治会長(5 名)及び新橋連合自治会理事全員(約 50 名)に、同開園初年度上半期活動報告(愛護会便り No.1～No.7)を配付。

4) 10 月より、新橋連合 HP に、新橋市民の森制定の経過及び愛護会便り No.1 よりすべてを掲載。

平成 27 年度 新橋市民の森愛護会役員（原弥生台自治会役員兼務）

役 職	氏 名	住 所	T E L	備 考
会 長	片瀬 隆雄	新橋町 9 1 5 - 6	8 1 2 - 2 7 8 6	自治会長兼務
副 会 長	中田 弘一	新橋町 9 3 1 - 1 4	8 1 2 - 0 4 2 7	自治会副会長兼務
会 計	松野 道子	新橋町 9 2 7 - 5	8 1 2 - 0 9 7 5	自治会会計兼務
監 事	明石 孝司	新橋町 9 1 0 - 7	8 1 2 - 1 4 6 1	自治会総務兼務

次号；愛護会便り No.3 から、森の中の区分けエリア 1～21 の今の植物や動物達と今後生存することが期待される植物・動物達の様子を順に紹介します(予定)。

愛護会5月の活動は新橋自然観察クラブです。連休のさなか、5月3日(日)が予定されています。

市民の森開設後、最初の愛護会活動は4月19日(日)でした。市民の森散策路清掃活動は泉新橋公園清掃活動の延長ととらえています。しかし、公園清掃は園芸種植物以外、すべて雑草として除草するのが原則です。逆に、市民の森の広場の植物は雑草ではなくすべて野草で、そのままにしておくことが基本です。従って、自然に分解しない、ペットボトル、ペット(ポリエチレンテレフタレート)以外のプラスチック、缶、瓶、紙類などを取り除くことです。

子供の頃、カラスムギと呼んでいたのはカモジグサ(昔、穂の部分を髪に挿したとか)、スカンポと呼んでいたのはスイバ(噛むと酸っぱい)です。この時期、カモジグサ、スイバ以外に、カラスノエンドウ、アケビ、クサイチゴ、さらにホトギスが群生していました。スギの枯葉の片づけと蔓延り過ぎるドクダミ、ハコベだけの除草で他の野草はそのままにしておきました。

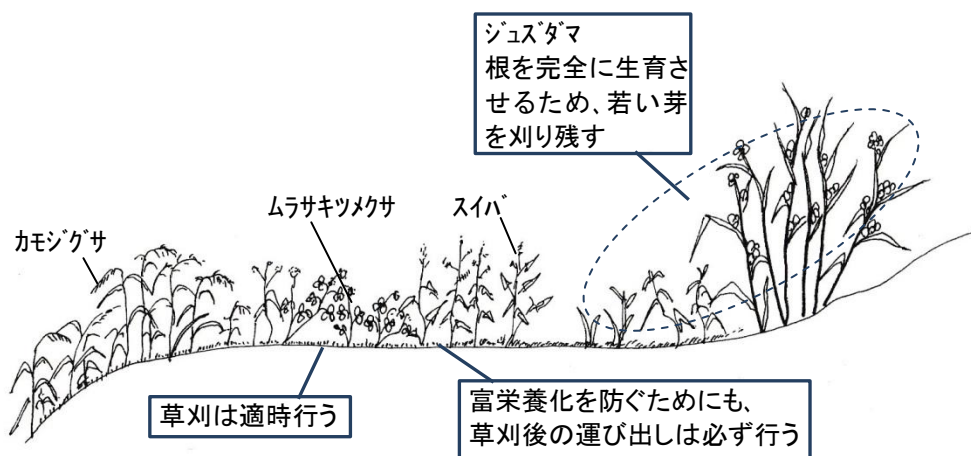
広場の柵外では、群生のクサイチゴの白がそろそろ終わりになり、代わりにシャガの白が目立っていました。広場脇の湧水周辺ではセリの白が水辺を覆っていました。次回の活動は6月ですが、どんな野草がやって来るでしょうか。

市民の森は、二つの墓地を挟んで、弥生台駅側の樹林域と広場のある湿地域(休耕田地区)に分かれています。いずれの地域も、特別保存ゾーン(A)、保存ゾーン(B)、利活用ゾーン(C)に分かれていて、広場は利活用ゾーンです。全体をエリア1～エリア21にわけ、それぞれのエリアの現状の動植物、及び数年後の期待される動植物が推定されています。広場はエリア17に属して、その様子が次ページに示されています。

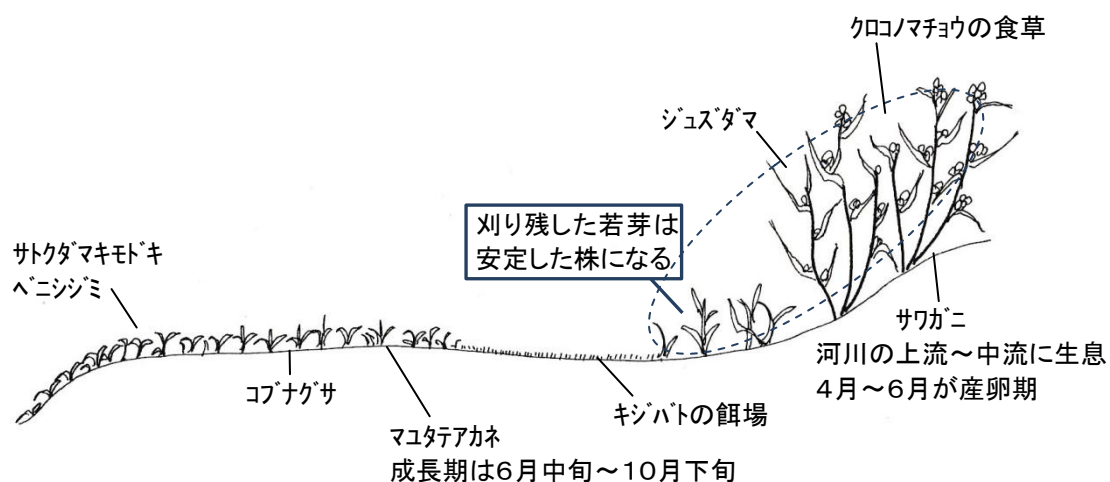
以後今年度末まで、散策路周辺を中心に、各エリアを紹介の予定です。

エリア17			エリア概要 日当たりのよい南に面した明るい草地で、ジュズダマ群落が安定し、定着しています。 広場機能を有しているため、定期的な草刈によって「ひざ下までの高さ」で保たれています。 井戸の周辺に小さな谷筋や湧水ポイントがあります。
---	---	--	--

I. 現状



II. 3～5年後



横浜市みどアップ推進課配付資料「新橋の森保全管理計画」を一部修正後、許可を得て転載。

市民の森・散策路清掃活動

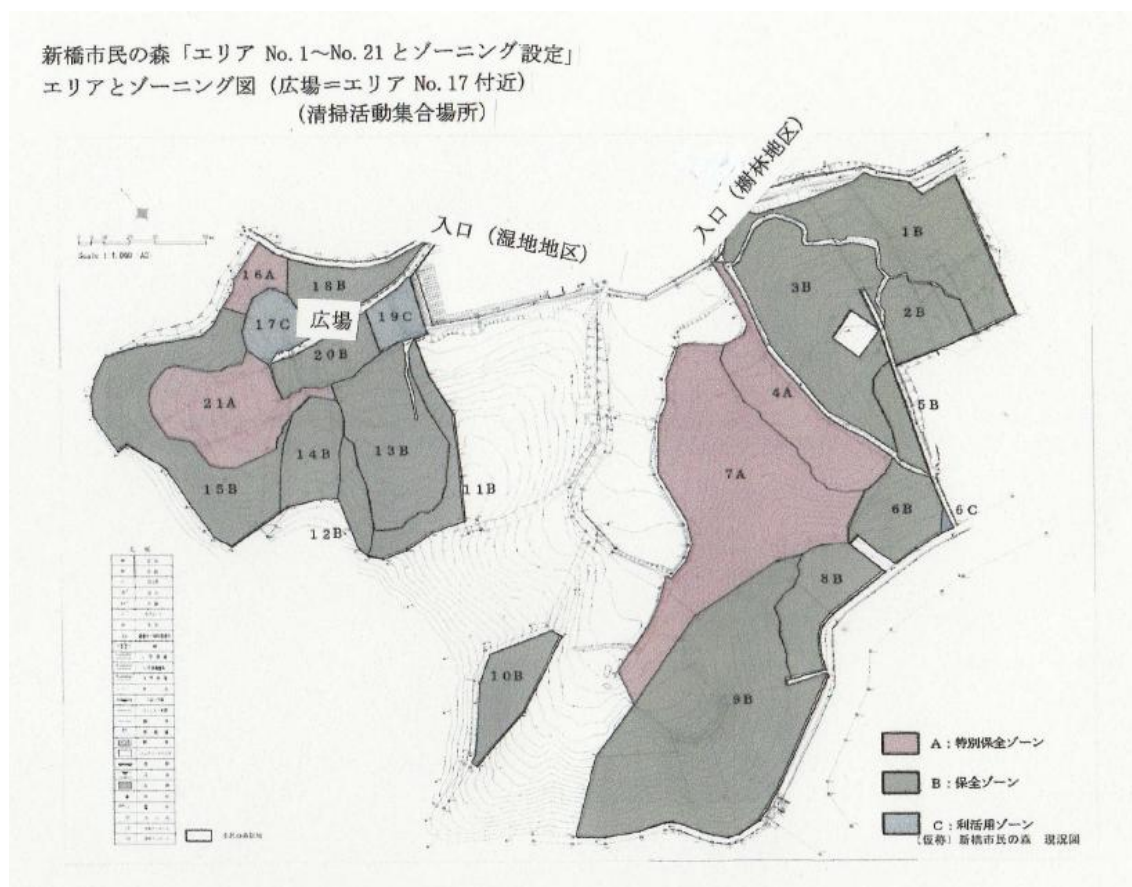
日 時; 6月7日(日)、
午前10時～11時

集合場所; 市民の森、
湿地域の広場

5月の愛護会活動は、連休のさなかの3日、新橋自然観察クラブによって行われました。4月の自治会による愛護会活動で除草され、広場上段の柵外に積み上げられた除草物の中にプラスチックごみが含まれていました。除草物・枯れ枝などは奥手の表土の現れている柵外に積み上げることとしました。広場の片づけを終えてベンチで一休みしたのち、樹林地帯へと活動が続けられました。一方、物置倉庫の中にある新調された愛護会活動用の掃除用具の23点に黄色のビニルテープが貼られています。また、愛護会掲示板には結成の経緯、規約、年間活動日程、市民の森のエリア(No.1～No.21)とゾーニング(A,B,C)図がラミネート化後に掲出されています。

広場は下図のエリア No.17C 周辺に位置しています。Cはゾーニングで利活用ゾーンで、自由に散策可能な区域です。湿地域入口から、右手がエリア No.18B、左手がエリア No.19C に続いてエリア No.20B です。Bは保全ゾーンで、愛護会など保全活動の場合を除いて保全区域となっています。

(下図は横浜市みどりアップ推進課提供の図を一部加筆修正)



新橋市民の森愛護会便り

第 5 号
H27 年 7 月発行
市民の森愛護会・
原弥生台自治会

1. 愛護会の 7 月の活動(清掃・除草)

7 月の愛護会活動はホタル見守り隊によって、7 月 12 日(日)、10 時から予定されています。大人の指導の下、小学生を中心に清掃活動が企画され、終了後広場で野鳥の会会員で当該愛護会の会員でもある角田氏(自治会 6 班)のお話があります。5 月に実施された新橋自然観察クラブが高齢者中心の活動であったことと対照的です。

2. 愛護会活動の明確化―同要綱改正について(市からのお知らせ I)

従来明文化されていないで実施されていた愛護会活動を要綱の中で明確化されました。すなわち、横浜市市民の森設置事業実施要綱(平成 27 年 4 月局長決済)の愛護会費交付対象活動は園路・広場の(1)清掃・除草、(2)巡回・点検に限定されます。

3. 愛護会活動にともなう平成 27 年度の道具の貸し出し(市からのお知らせ II)

広報用(帽子、腕章)、安全対策用具(吸毒器、救急セット)、樹林地管理用道具(鎌、鋸、刈込及び剪定鋏、砥石・錆止め、てみ、皮手袋)について、申請申し込み締切(7 月 10 日)及び配付予定期日(11 月頃)が案内されました。

注;現在、泉新橋公園愛護会活動に支給された道具及び自治会立替え購入の道具を使用しているので、上記の貸出道具はほぼすべて申請する予定です。

4. スキルアップ研修講座「夏の虫 30 種」の開催(市からのお知らせ III)

新治市民の森;(A)7/14,(B)7/15 (申し込締切、6/26 <問合せ;045-711-0635>)

5. 大型不法投棄物(愛護会巡回・点検活動)

これまで、2 月に湿地域入口付近に古自転車の放置、4 月に広場上部付近にマットレスが放棄されていましたが原地区の自治会役員によって、5 月には破損自転車が再びエリア 6B~8B 地区付近に放棄されているのを新橋自然観察クラブの愛護会活動で見つけられ通報され、公園緑地事務所によって処理して頂きました。

6. 公園緑地事務所の担当者交代

なお、新橋市民の森の事務所管理担当者がこの 5 月より本田大地氏に交代しました。また実務担当者は従来通り四津啓幸(よつひろゆき)氏です。 電話 045-831-8484

市民の森・散策路清掃活動

日 時; 8月2日(日)、
午前10時～11時

集合場所; 市民の森、
湿地域の
広場

市民の森広場周辺など散策路外保全区域の7月の草刈りが横浜市南部公園緑地事務所および森作り活動団体(新橋の森を守る会)によって実施されました。この草刈りは年に2～3回予定されています。

7月の愛護会活動はホタル見守り隊によって、7月12日(日)、10時から愛護会員の親子たちによる清掃活動でした。終了後広場で自然観察指導員・野鳥の会会員で、愛護会会員の角田保夫さん(自治会6班)のお話がありました。知っている鳥の名前の問いかけから始まり、少し気を付けるとこの他に20~30種の姿や鳴き声が聞こえるとのことでした(新橋市民の森の鳥たちのお話は角田さんに以下のように記載して頂きました)。4月の初め、市民の森の下地を敷き占めていた群生のクサイチゴの白い花が5月には色付いて実り、摘んだ実が7月になってクッキーの上に森の恵みのジャムとなつ添えられました。見守り隊の世話役の一人の一杉さんご夫妻から参加の皆さんにこのジャム付きクッキーなど手作り菓子が振るまわれて、無事終了しました。

新橋市民の森の小鳥達

自然観察指導員・野鳥の会 角田保夫 (原弥生台自治会、6班)

市民の森公園で小鳥達のお話をして4日後、7月16日午前11時頃大型台風接近の影響で時々降る強い雨と風の中、私は公園の広場にいました。すると、せせらぎに沿ってお墓の方から「ディー」と鳴いて一羽の鳥が山側の柵にとまりました。長い嘴にルリ色と赤茶色の鮮やかなコントラスト、間違いなく水辺の宝石「かわせみ=翡翠」です。阿久和川や和泉川ではときどき見かけますが、公園の開園前後、私はここ数年谷戸で見えていなかったもので、市民の森公園でのお話の会には「カワセミ」については話題にすることを控えました。たった4日後に巡り会うとは感動でした。一週開催が遅ければお話できたのに・・・

—
お話の会では始めに参加の子供達、父兄、自治会の方々にこのあたりで見かける鳥達の名をあげてもらいました。スズメ、カラス、鴨(カルガモ)、ウグイス、山鳩(キジハト)、ツバメ、コサギ、アオサギ、セキレイ(ハクセキレイ)、キジ・・・すぐに10種の名がでてきました。もう少し待てばもっと、もっと増えたでしょうが、そのあと森に来るめずらしい以下の鳥達を写真と鳴き声で紹介しました。

サンコー鳥：

今年の6月の初め森を歩いていると「フィー ヒー フィー— ホイホイ」と言うような鳴き声が聴こえました。『サンコー鳥だ』と思いその方向に目を凝らしたのですが鳴き声はそれっきり、姿は確認できませんでした。以前に愛護会の横田さんが姿を見たと同

っていたので確信しました。尾の長さ30センチ以上、目の周りがルリ色の美しい姿を見たかったのですが残念、でも思わず本当だったと嬉しくなりました。名前の由来は鳴き声から「ツキ=月・ヒ=日・ホシ=星ホイホイ」と聞こえたから「三光鳥」と名付けられたそうです。「ホイホイ」はその通りに聞こえます。暗い森が大好きなのに三光とは??

オオタカ:

この森に来ていることのみお知らせ、あとは内緒！

アオゲラ:

体長約 30cm キツツキの仲間ですが、この季節昼間も鳴きますが、毎朝早く「ピョーピョーピョー」と二声三声続けて特徴のある声でよく鳴いています。初夏の産卵期には縄張りを知らせる啄木鳥独特の木を叩く(=ドラミング)をしている「ダッダッダッ」「コンコン」の連続音も聞こえていました。

コゲラ:

スズメより小さいキツツキの仲間です。一年中森の周辺や家の回りに来て「ギイーギイー」と特徴のある声で鳴きながら餌を探しています。初夏にはドラミングも聞こえます。

ガビチョウ:

4～5年前から、比較的高い木の枝にとまって賑やかに「ピーピー・フィーフィー・チーチョーチー」などと多彩な声で鳴く鳥をお気づきの人も多いと思います。体長20cm くらい茶と緑色の混ざった羽色で目の周りに真っ白な縁取りがあり、そこから画眉(がび)鳥と呼ばれます。中国では鳴き声に人気があり、ペットとして輸入されたのですが、声が大きすぎて全く売れず箱根の山に放たれ拡がったそうです。

その他 この森周辺でよく見かける鳥には、メジロ、ヒヨドリ、ムクドリ、シジュウガラ、ヤマガラ、エナガ、ホオジロ、カワラヒナ、オナガ、モズ、コジュケイ…は四季を通して暮らしており、アオジ、ツグミ、シジョウビタキ、カシラダカ、ヒバリ、ホトトギス…等は季節によって訪ねてきます。また、美しい声で鳴く日本の「3大鳴鳥」のキビタキやオオルリの声や姿も今年聞かれ、見られました。森には感動的な出会が沢山あります。ときどき森に行って耳を澄ませてみてください。いろんな鳥の声が聞こえてきますよ。

(記 2015 年 7
月 20 日)

新橋市民の森愛護会便り

第7号
H27年9月発行
新橋市民の森
愛護会・原弥生
台自治会

今月、9月の愛護会活動は4日で新橋自然観察クラブの担当です。

8月の活動は2日で猛暑の中、30名弱の方々での広場の除草・清掃でした。終了後、樹林地区の巡視で、入口からせせらぎ沿いに登った散策路で一部が倒木で塞がれて、連絡したところ早速南部公園緑地事務所の現地調査で修復されました。巡回時、登り切って再び別の入り口から降りるとき、散策路左脇の斜面に群生のヤブミョウガが白い花を付けていました。

6月に実施されたホタル見回り活動の結果はすでにお知らせしたところですが、一部編集のうえ、改めて以下に転載します。

なお、ホタル見回り活動は愛護会の夏季イベントとすることを横浜市みどりアップ推進課より承認されています。また、横浜市南部公園緑地事務所から、ホタル飛翔の時期の観賞は市民の森のエリアについては本来の開園時間外ではあるが、マナーを守らない人のために愛護会活動として市民の森の散策路内の巡視・点検が期待されています。

ホタル見回り活動を終えて

原弥生台自治会 ホタル見守り隊世話人一同

1. はじめに

休耕田の水面に映るホタルと月の黄色の光景は捨て難いものがありました。当番の日ではなかったけれど行ってみた見守り開始の初日と二日目、月はほぼ満ちて市民の森のホタルの数はまばらの4、5頭。時折訪れた鑑賞者も4、5人でしたが、広場の柵に手を載せて暫し水面の遠景を楽しみました。

一度途絶えた地域にホタルを放虫することは生態系を攪乱させる恐れがあるため必ずしもよいことばかりとは言えないのですが、ホタル飛翔から10年(表1)で環境に生態学的被害がみられないとすれば、それはよいことにもなり、むしろ今後は再び絶えることのないような方策をたてることも必要に思われます。(原弥生台自治会長 片瀬隆雄)

2. 結果

6月1日から30日の期間の活動の参加者は延122名(鳩の森愛の詩保育園延8名を含む自治会会員)でホタル飛翔数の計測と飛翔場所の巡視をしました。

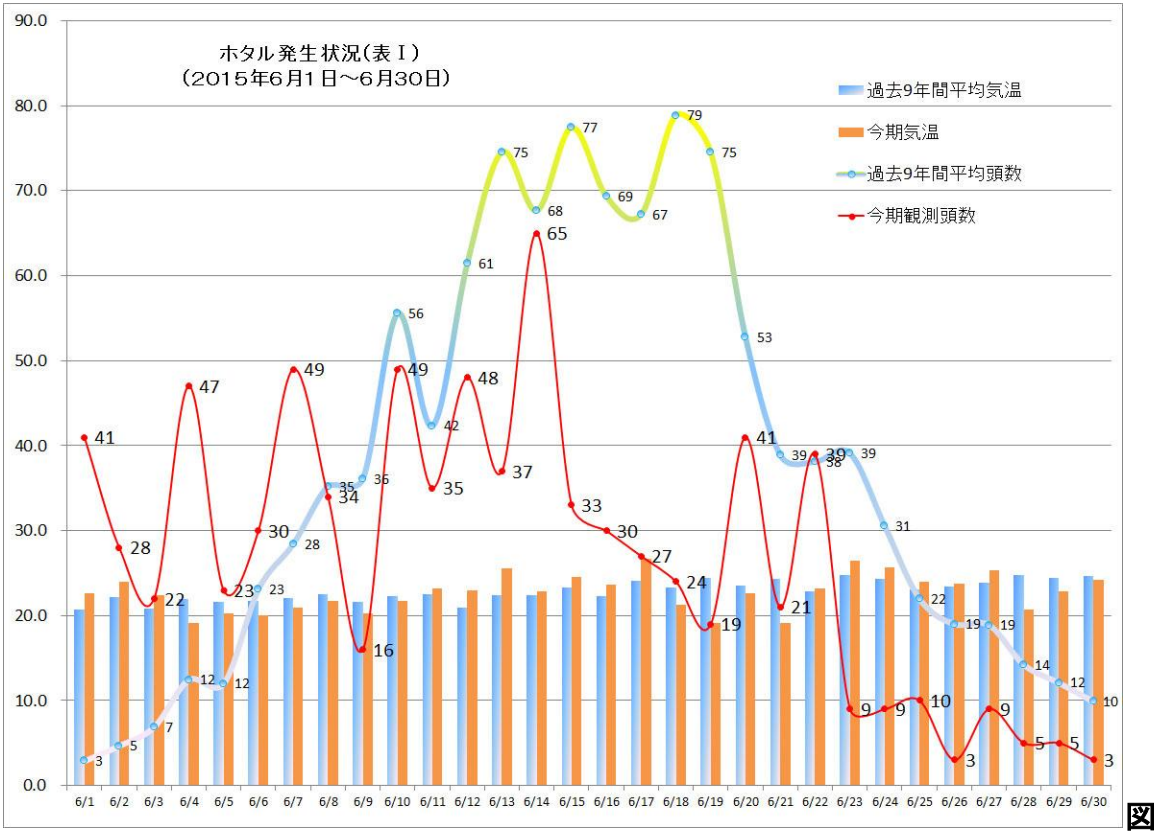
2-1 今期(平成27年)と過去10年間の年間のホタル飛翔数

計測30日間、3か所(せせらぎ、弥生の杜裏、亀谷戸<市民の森湿地域>)の合計で、ホタル飛翔数811頭、見学者2,769名、この間の平均気温22.7℃でした。平成18年から今年の平成27年までの10年間の計測結果を表1に示します。

表1 ホタル飛翔数などの経年変化(ホタル:頭数、見学者:人、気温:℃)

平成年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
ホタル	1,720	1,134	1,018	1,422	848	775	1,410	913	986	811
見学者数	2,600	2,560	2,801	3,937	3,424	3,609	3,045	3,222	2,421	2,769
気温	22.7	23.1	21.4	22.1	24.4	24.4	22.6	23.1	23.4	22.7

さらに、今期の計測日(6/16~/30)ごとの合計頭数と過去9年間の平均頭数を比較して図1に曲線グラフで示します。ピークが6月中旬以後の右側にずれているのは過去9年の平均値のグラフで、今期の計測値はピークが6月中旬以前にずれたグラフです。日ごとの2本の棒グラフは平均気温で、左側が過去9年の平均値、右側が今期の結果を示します。



1 ホタル飛翔(曲線)の今期と過去9年間平均値の比較(目盛はホタル頭数、気温:℃)

2-2 今期(平成 27 年度)のホタル飛翔状況の詳細

今期の詳細なホタル飛翔状況を図 2 に示します。棒グラフは上から順に、亀谷戸、弥生の杜裏、せせらぎ地区でのホタル飛翔数です。曲線は気温を示します。

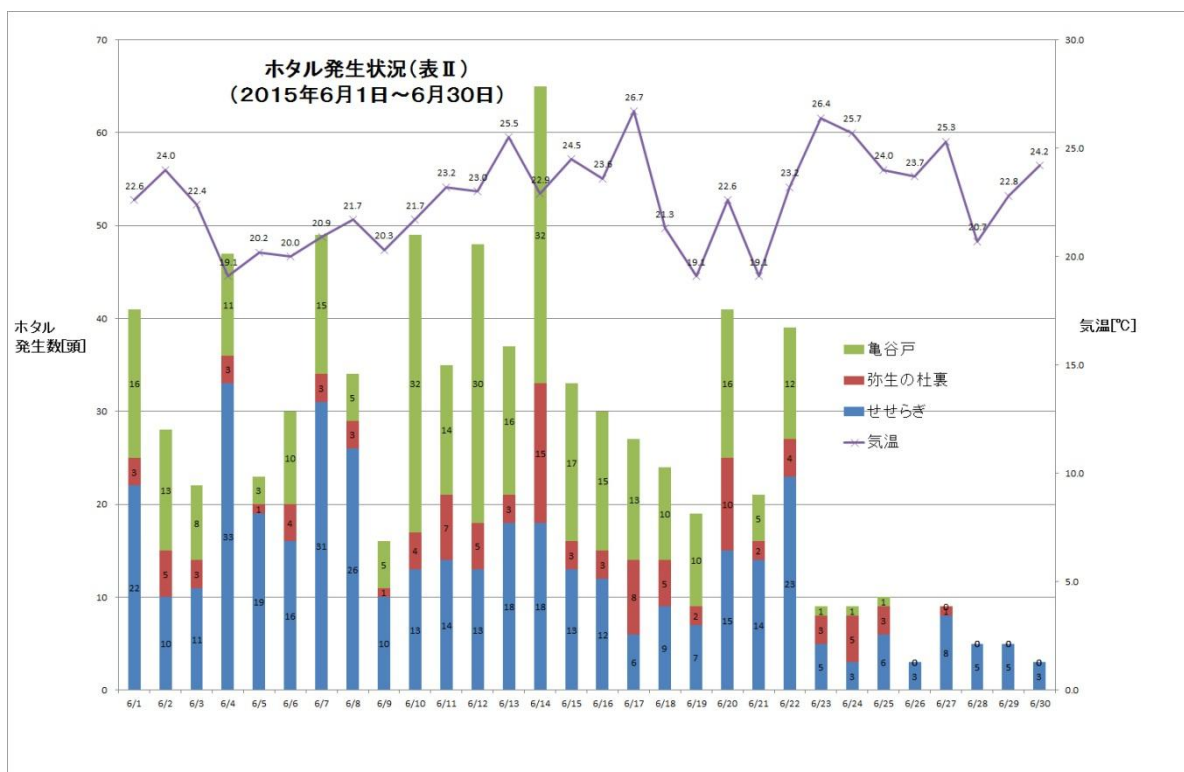


図2平成 27 年度の計測値の詳細(棒グラフの上から順に、亀谷戸、弥生の杜裏、せせらぎ)

今期のホタルは、5 月の気温が高くて暑かったためすでに 5 月 20 日頃、15 頭も出ていたそうで、飛翔総数のピークが 6 月前半に示されていますが最大ピークがいつなのか、わからない様な状態でした。とにかくホタル最大飛翔総数の 65 頭は 6 月 16 日に観測されましたが、過去 9 年間の平均のホタル最大飛翔日は 79 頭の 6 月 18 日ですから、やはり 2 日ほど早くなっています。

測定場所別で最大飛翔日を比較すると、せせらぎでの最大飛翔 33 頭が 6 月 4 日、弥生の杜裏での 15 頭が 6 月 14 日、亀谷戸での 42 頭が 6 月 12 日でした。せせらぎでは 6 月初旬に最大飛翔があり、せせらぎ上流の市民の森に所属する亀谷戸では中旬に最大飛翔日となりました。この傾向の原因が何か興味もたれます。森に囲まれた上流域の低めの気温が影響するのかもしれませんが、場所別での気温の測定によって明らかになるかも必要かもしれません。

今期の飛翔総数 811 頭の場合別内訳の割合は、せせらぎで 48%(391 頭)、弥生の杜裏で 13%(109 頭)、市民の森の亀谷戸で 40%(323 頭)でした。平成 25 年度及び平成 26 年度は開園に向けて森が整備中のため亀谷戸での飛翔の割合は 10%程度、それ以前の平成 23, 24 年度が

いずれも 20%程度なので、今期の割合の 48%は倍増したといえます。市民の森が整備され今後この地域のホタルの生息がどのように変わっていくかを知ることは興味を持たれます。

3 終わりに

「びぐれっとまつり」に寄付する品物を届けたついでに、久しぶりに弥生の森の川辺を歩いた。ビオウヤナギやガクアジサイは、まだ咲き残っていたが、盛んな時期は過ぎてしまっていた。水源地付近の棚田だったところの水底に連続する泥煙を見つけうれしくなった。ここにはまだ何かしらの動物が生きているのだ。棚田の周りにはベンチが設けられ、遊歩道が整備され、「新橋市民の森」の表示が建てられていた。

通りかかった人にたずねると、蛍は、4～5日前に終わったのだという。例年よりは数が減ったが、今年も蛍見物ができた、と教えてくれた。

いつ干上がっても不思議はないような細く短い小川で毎年蛍が生まれるのは、奇跡的なことである。背景にある地域の人々の熱い想いと日常的な奉仕活動を思い、心があつくなった。子ども達の心も豊かに育つことだろう。来年のカレンダーには、忘れずに観蛍の時期を印しておこうと思った。(泉区弥生台在住 黒川直己)

4 感想

部活の帰り“ホタル見守り隊”活動をしている人に会いました。僕も小さい頃から一緒にやっていたので、懐かしくなって一緒に奥の棚田に行き、つい蛍を数えていました。子供の頃から地域の活動に参加していると、大人になっても地域の活動が苦にならないと思います。…何故って楽しかったから。(高1 T. E)

わたしたちは、おじいちゃんがとうばんのときに、まい回つていきました。せせらぎとかめやどで、人やホタルを数えました。今年は、かめやどのほうが多くホタルを見ました。昼はザリガニをつったり、夜はホタルを見たり、いいところに住んでいると思いました。(2年 さえ、4年 えり)

わたしは、今年ほたるの係をやって、いろんなことをしました。まず注意です。けいたいやかいちゅうでんとうをつけている人に注意しました。おしえたら、その人がちゃんとやってくれたので、すっきりしました。またほたるを見たいです。(やき山美ゆう)

あめのひは はっぱのうらにかくれているけど おてんきなときは おそらにたかくとんで みんながそれをみにくる みんなといっしょにほたるがみられてうれしいです(年中 おの そうま)

5 お礼

今期延 122 名の皆さんのホタル計測・巡視活動の参加及ご寄稿を有難うございました。

市民の森・散策路清掃活動

日 時; 10月4日(日)、
午前10時～11時

集合場所; 市民の森、
湿地域の広場

9月6日は新橋自然観察クラブの愛護会活動、この時期最も除草作業が困難。作業を終え、広場のベンチでドーナツのおやつの一休み後、秋の森の自然観察に向かいました。駅側小高い樹林地区入り口右手の園路除草は横浜市が年1回除草することになりました。左手坂を下るとヤブミョウガが黒い実を付け、シダの仲間のイノデがジャングルのジェラシイクパークを思わせるとか…。旧地権者が植えて増え早春に芽を出した広場のホトギスが今花を咲かせています。

新橋市民の森の樹林地区と休耕田の湿地地区の間に造成中の浅間寺墓地があります
また周辺内外には市民の森としての未指定区画もあります。今後の課題として未指定区域
については指定されるために地権者の理解を得るための努力が求められています。

浅間寺墓地計画については、平成 25 年 5 月に横浜市の許可に基づき、同年 7 月に造成
工事が開始されましたが、9 月には計画地東側隣接地の崖が削られるという許可区域外
の違法工事が明らかとなりました。その後の対応を含む状況について、原弥生台自治会会
報 No.28(一杉雄二、浅間寺墓地造成工事の状況について、平成 26 年 3 月発行)で報告さ
れています。さらにその後の平成 26 年 6 月末、工事変更についての説明で、基本整備が
終わり、法面計画変更工事と管理棟建設を残すのみとされていましたが、10 月の台風 18
号の大雨で法面の一部が崩落し、墓地区画内も広範にわたって大きな被害を受けました
(一杉雄二、浅間寺墓地造成工事の状況、原弥生台自治会会報 No.29、平成 27 年 3 月発
行)。

今回、法面崩落の復旧工事について、平成 27 年 8 月 21 日の浅間寺による復旧工事説明
会の概要は一杉氏によって自治会で回覧されていますが、改めて一部編集の上、新橋市
民の森の課題とも捉え、以下のように転載させて頂きました。今後、第三段階として、新橋
市民の森に調和する隣接浅間寺墓地とは何か、検討することが必要な課題と思われま
す。

浅間寺墓地崩落法面の復旧工事について

原弥生台自治会浅間寺墓地対策委員会会長 一杉 雄二

1. 復旧工事に係る交渉経過

- ① 平成 26 年 10 月 6 日 台風 18 号の豪雨により、浅間寺墓地区域内で水路の決壊、溢
水による植栽等の損壊、法面崩落等の被害が発生した。
- ② 10 月 9 日 市調整区域課に対し、復旧工事に際しては、せせらぎの水質保全のため、
セメントを使用しない工法を採るよう申し入れた。
- ③ 12 月 19 日 浅間寺による復旧工事説明会。・最奥部法面上部への U 字溝の設置は
了承 ・水路(青地)内への J 字溝の設置は反対、あくまでも墓地敷地内での対応を要
求 ・崩落部の間知ブロック擁壁は認められない。対案として緑化テールアルメ工法
(特殊部材を用いた盛土工)を提示するとともに、24 日、市調整区域課に対しこの旨を
伝達する。

- ④ 平成 27 年 1 月 30 日 市から、テールアルメ工法は市の認定工法ではないので、この現場には適用できない旨の回答があった。

当方から、「現場の地質はローム層の上に表土が堆積したもので、今回の崩落は、その表土の滑りと思われる。現に、ブルーシートで覆われているとはいえ、その後、地山部分の崩落はまったく見られない。擁壁工にこだわらずローム層の強度に着目した法面保護と崩落防止との合わせ技を工夫出来ないか。」と申し入れる。

- ⑤ 2 月 27 日 浅間寺による復旧工事説明会。・青地部分の原状復旧工事は了承
・崩落部の間知ブロック擁壁と緑化は認められない。地山の強度に着目した対応策の検討を市に提起している旨を伝える。

＜その後浅間寺は、市の指導により現地の地質調査を実施し、地山の強度を確認した上で今回の工法を立案した。＞

- ⑥ 8 月 21 日 浅間寺による復旧工事説明会。・復旧工事について了承する。

2.復旧工事工法の概要

2-1 仮設工事(本工事の前処理)

- ① 法面犬走り部分のU字溝の枯葉、土砂を撤去する。
② 既設トンパック(仮復旧用1t詰土嚢)を撤去し、パック内の土砂が良質土であれば、本工事に使用する。

2-2 本工事

- ① 崩落は、出水により表土が滑り落ちたことにより生じたものと見られることから“地山”部分を露出し、工事施工部分(幅約8m)を整形する。(地山部分については、この間、市の指導により事業者が地質調査を行い、一定の強度があることを確認。)
② 地山部分表面に1m間隔で径5cmのドレーン(排水)パイプを設置し、流末を既設U字溝に流す。
③ 崩落部分は良質土で盛土し、45度の法面に整形する。盛土の“滑り”を防ぐため、法面に1m間隔で単管パイプを打設する。単管パイプの間に透水マットを設置し、法面地中への浸透水をドレーンパイプに誘導する。
④ 転圧等により突き固めた法面の表面保護のため、普通土嚢(25cm×25cm×13cm)を敷き詰め、1㎡あたり2本の木杭を打ち、土嚢の滑り落ちを防ぐ。表面にはワラ芝を張り、緑化を進める。

市民の森・散策路清掃活動

日 時; 11月8日(日)、
午前10時～11時

集合場所; 市民の森、
湿地域の
広場

新橋市民の森保全管理計画(2014.3.;横浜市環境創造局みどりアップ推進課)の一部を、新橋市民の森愛護会便り No.1(市民の森案合図)、同便り No.3(広場周辺のエリア No.17)、同便り No.4(図エリア No.1～21 とゾーニング)で紹介しました。今回の便り No.9 では、市民の森の2つの散策路コースと各コースの観察ポイントについて紹介します。

新橋市民の森自由散策路コースと観察のポイント

自由散策路は2コースあります(図1)。せせらぎの道を通して弥生の杜墓地手前の入り口から上り坂の樹林区のコースNo.1と、広場へと続く入口No.2です。各コース周辺エリアNo.1~No.20の観察ポイントが表1に示されています。

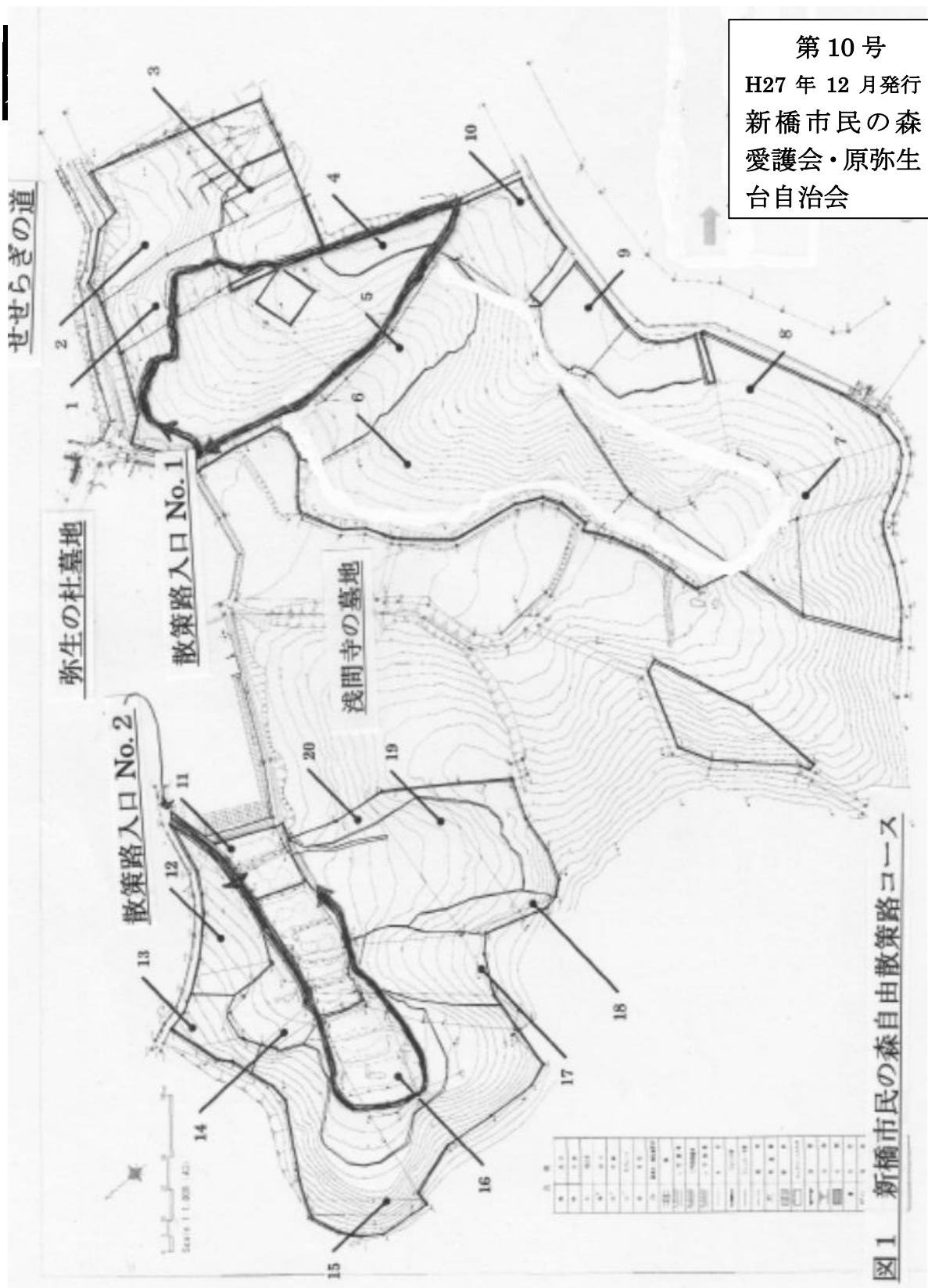
図1のコースNo.1ではエリアNo.2からスタートして、No.4の南側のシラカシ、No.5のイノデや他のシダ、ヤブミョウガなどが観察されます。

図2のコースNo.2では広場前の休耕田の湿地周辺で、エリアNo.11にオギ、ノカンゾウ、No.12に南側斜面の林床にアカタテハ、ヤマトシジミが観察されます。No.13はシャガの遠景、No.14の広場にはホトトギス、また周辺にジュズダマ、No.15,16には表1に示された飛んでいる種々の鳥類などが観察されます。

表1 新橋市民の森自由散策路コースの観察のポイント

エリア No	観察ポイント
1	キンラン、ギンラン、マンリョウの観察
2	美しい竹林景観
3	エリア2からのスタートが理想
4	南側のシラカシなどの必要性(ヤマクダマキモドキ他)
5	エリア5の森が南側からの日当たりを調整して、イノデや他のシダ類が守られる
6	シラカシの幼木群落を観察
7	極性林へ向かう景観の観察
8	カケス、アオゲラ、ヤマガラ、クロヒカゲが観察できる
9	美しい植林地と景観の観察
10	大型アゲハチョウの「チョウ道」となっている場所で、定点でモンキアゲハ、クロアゲハ、カラスアゲハ、ナガサキアゲハが観察できる
11	オギ、ノカンゾウの観察
12	南側斜面の豊かな林床の観察(アカタテハ、ヤマトシジミ)
13	シャガの観察
14	クロコノマチョウ、ジュズダマの観察
15	ウグイス、コジュケイ、クロジ、アオイトトンボの観察
16	カワセミ、コサギ、ハクセキレイ、ギンヤンマ、ドジョウ、ヒメゲンゴロウの観察
17	クロジ、ルリビタキ、ムラサキシジミの観察
18	シラカシがエリア14の林床を守っている
19	クサイチゴ、キジバト
20	サワラ林がエリア13の林床を守っている

表1及び図1は「新橋市民の森保全管理計画(2014.3), chapter8, p54, 55」より、横浜市環境創造局みどりアップ推進課の許可を得て一部修正のうえ引用しました。



今月の愛護会活動はホタル見守り隊によって、12月13日(日)、10時から実施されます。終了後泉新橋公園で子供たちのための焼き芋大会が予定されています。

11月の愛護会活動は、小雨の中、11月8日(日)に実施されました。当日、連合自治会のアツテ祭りのため、役員の多くが動員されましたが、都合を見てほとんどの全員の役員が活動に参加しました。横浜市による柵外の草刈りが実施され広場周辺園内が綺麗になりました。4月から実施されている活動内容について、9月に実施された横浜市環境創造局みどりアップ推進課や南部公園緑地事務所との打ち合わせ会の結果をふまえて、下記のように、活動実施要領のようなものにまとめました。今後、さらに各方面の方からのご意見をいただきながら実施する予定です。実施要領の解説の後に、清掃・除草活動を実施しました。さらに、巡視の結果、赤い放置自転車に10/27付けの所轄の警告タグが貼られていました。

「新橋市民の森」通常活動と草刈り機使用

新橋市民の森愛護会活動実施要領、2015.12.5

4月から開始された愛護会活動も回を重ねました。活動業務は原則として毎月1回以上の清掃・除草、毎週1回以上の巡視・点検です。清掃・除草について、湿地周辺園路(2名)、樹林地区園路(2名)、広場及び広場までの入口園路(他の参加者全員)で実施、巡視・点検については原則1名以上で実施します。また、万が一、活動中の事故の際、速やかに泉区役所総務課庶務係まで、事故申請をしてください。愛護会活動などボランティア活動が安心してできるように、横浜市が保険料を負担して保険会社と横浜市市民活動保険契約をしています。愛護会活動の範囲は市民の森設置事業実施要綱第7条(1)(2)に従い、園路・広場に限定されます。また、新橋市民の森の活動内容については以下の通りです。

清掃活動:

1. 空き缶やペットボトルなどプラスチック類及び紙などを拾い集めます。
2. 枯れ草などの清掃は不要ですが、樹木の枝などは園路の柵外に片附けます。

除草活動:

1. 草丈を足脛ほどの長さに刈り取るが、根元からの除草は不要です。
2. 除草後の片付けも不要で、取り除いた草は積み重ねないように広く園路内の土の上に放置してください。

広場の斜面:

表土の現れない程度に除草し、取り除いた草はそのままにしておき、斜面の流土を防ぎます。

草刈り機の使用:

通常の活動では草刈り機使用は不要ですが、草本の成長期の 8 月～9 月に必要な場合、次の点にご留意ください。

1. 安全が確保できるような状況、かつ場所が広く、植物保護等のきめ細かな管理を必要としない場所、例えば広場までの通路と広場下段などが該当します。
2. あらかじめ泉新橋公園などでの草刈り機使用を習熟してください。泉土木事務所が講習会などの機会を設けてくれます。
3. 愛護会活動で使用する際、南部公園緑地事務所に連絡し、あらかじめ合意を得て下さい。

新橋 市民の森愛護会活動実施要領、2015.12.5

新橋市民の森愛護会便り

第 11 号
H28 年 1 月発行
新橋市民の森
愛護会・原弥生
台自治会

市民の森・散策路清掃活動

日 時; 1 月 10 日(日)、 午前 10 時～11 時 集合場所; 市民の森、 湿地域の広場

昨暮れ 12 月 13 日愛護会清掃活動はホタル見守り隊でした。泉新橋公園掃除と日程が重なったため、新橋自然観察クラブの応援を得て、小雨の中、数日前の強風で落ちた広場までの園路のスギの葉を片づけました。翌週 20 日一人ホタル見守り隊世話人が再び広場と広場通路の清掃活動を実施しました。13 日の清掃活動後公園で、土木事務所の職員の助力を得て焼き芋大会が約 50 名の親子で実施されました。

新橋市民の森に隣接する社会福祉法人ぴぐれっと、マルミ産業株式会社、宗教法人妙本寺弥生の杜墓苑の 3 事業所が愛護会会員となりました。3 事業所は昨 12 月から原弥生台自治会の準会員として登録されました。自治会会員は愛護会会員となりますので、昼間に市民の森に隣接する最も近い 3 事業所も森を護ることにとなります。

新橋市民の森愛護会便り

第 12 号
H28 年 2 月発行
新橋市民の森
愛護会・原弥生
台自治会

2 月 7 日(日)の愛護会活動は、新橋自然観察クラブとしては今年度最後の活動です。終了後は市民の森の冬の観察が予定されています。

1月10日の愛護会清掃活動は、開始の前に「新橋市民の森愛護会活動要領 2015.12.5」を配付し、現地で要領内容が説明された後、清掃活動を始めました。今回は除草作業がなく清掃を終えた後、全員で湿地周辺及び樹林地区を巡回して広場に戻り解散しました。

昨12月に原弥生台自治会の準会員（新橋の森愛護会会員）となった市民の森隣接の妙本寺弥生の杜墓苑で、檀家の方々による清掃が実施され、墓苑外周辺の通路及びせせらぎ側道も清掃されました。

昨年6月に申請した道具の貸出が平成27年12月8日に承認され、新橋市民の森愛護会に、道具の貸出に関する承認通知書（環創環セ512号）とともに、下記の道具が届けられました。泉土木事務所の公園用具と管理が一部異なりますので以下の点にご留意ください。

記

1. 貸し出し道具などの一覧

道具	数	道具	数
帽子	10	刈込バサミ	10
腕章	10	剪定バサミ	10
ポイズンリムーバー	3	砥石	3
救急セット	3	錆止め	3
カマ	10	てみ	10
枝打用ノコギリ	10	皮手袋	10

2. 貸し出す道具は、森づくりボランティアの森づくり活動に使用し、その他の目的には使用しないでください。また、横浜市森づくりボランティア団体育成・支援要綱に基づく活動支援承認の期間が終了した場合は、速やかに道具を環境創造局環境活動支援センターに返却してください。 3. 環境創造局環境活動支援センターから道具の在庫数等に関して報告を求める場合がありますので、適正な管理をお願いします。 4. 道具の使用に当たっては、安全に十分留意してください。 担当：環境創造局環境活動支援センター 045-711-0635

新橋市民の森愛護会便り

第13号
H28年3月発行
新橋市民の森
愛護会・原弥生
台自治会

市民の森・散策路清掃活動

**日 時; 3 月 6 日(日)、
午前 11:30～12:00
(防災訓練終了後)**

**集合場所; 市民の森、
湿地域の広場**

新橋自然観察クラブの市民の森清掃今年度最終活動が 2 月 7 日に実施されました。春秋
冬の 3 回の活動記録が清掃日誌として次ページに綴られました。

平成 28 年 2 月 18 日

新橋市民の森清掃日誌

新橋自然観察クラブ

新橋自然観察クラブは以前から、新橋市民の森となった一帯を新橋の自然の宝庫として自然観察の主要な対象場所にしてきました。この度の新橋市民の森開園に当たり、自然に近い状態で保存して行くことに賛同して、愛護会の一員として加わって掃除当番を年 3 回受け持つことになりました。27 年度分を簡単にご報告します。

平成 27 年 5 月 3 日 (日) 9 : 00～10 : 00 天候晴れ 参加者 9 名

園路内通路はかなりきれいに除草しました。また、広場部分の雑草はかなり刈り取り、一定の場所に集積しました。後で、通路は歩行に邪魔にならない程度でよく、広場で刈り取った雑草は別の場所に集めず、その場に捨て置くよう指示を受けました。



掃除の後、市民の森を自然観察して回りました。その際に、捨てられた古自転車を発見し、南部公園緑地事務所に連絡をして処置してもらいました。

平成 27 年 9 月 6 日（日） 9：00～10：00 天候曇り 参加者 8 名

園路内通路は歩行に邪魔になり、特に広場の繁茂した雑草中心に行いました。後で、刈取りを求められました。入りました。



ならない程度に雑草を刈り取草の刈り取り（根は残す）を斜面は後に崩れない程度の刈掃除の後は園内の観察活動に

平成 28 年 2 月 7 日（日） 9：00～9：40 天候快晴 参加者 11 名

冬季は整理する雑草は少なく、園路内外に落ちている杉の枯れ枝の処理を中心に行いました。枯れ枝は柵内の通路からは見えづらい場所に集めました。柵内にはマナーが悪い人達が放り投げたと思われる飲み物容器や食品の袋などのゴミが中くらいサイズのプラスチック袋一杯になりました。



終了後に、片瀬愛護会会長から別紙により、来年度に向けての担当掃除スケジュールなどのお話をお聞きしました。ホタル見守り隊から第七新友会（原弥生台と西自治会地区）に掃除当番が変わるとのことでした。その後、園内の自然観察を行いました。

（文責 筒井勝大）

補遺 1： 弥生台のホタル(その起源と現状)

今ではホタルも弥生台地域の一員である。しかし、現在のこのホタルは自然発生ではない。「弥生台のせせらぎとホタルを守る会（以下、「守る会」と略記）の中村英次郎会長が弥生台と類似の水系で生育した名瀬町のゲンジホタルの成虫を 3 年間の試行錯誤の飼育の末にふ化に成功し、弥生台のせせらぎに放虫した結果、平成 17（2005）年 6 月に自然羽化が確かめられた（注 1）。翌年の平成 18 年に 1,720 頭のホタルが飛翔し、以後毎年弥生台のせせらぎ周辺ではホタルの発光がみられるようになった（表 1）（注 2）。かつて、この地域に野生のホタルがいたそう（注 3）。しかし私が転居してき

た昭和 53（1978）年にはすでにいなかった。平成 4（1992）年 6 月に、万騎が原・緑園周辺のこども自然公園（通称大池公園）内のゲンジホタルが横浜市の文化財（天然記念物）に指定されたと園内の案内板に記載されている。しかし、現在幼虫が羽化する 6 月に光るホタルの数は 2～3 頭がみられるだけと、こども公園の周辺住民が昨年の 3 月話していた。天然記念物の文化財に指定されてから 20 余年の間に何が起こったのだろうか。

ホタルが光るのは交尾の相手であるメスに送るオスのシグナルだ。その後卵を産み水辺でふ化して幼虫のまま 1 年をかけて羽化し成虫となる。地中で幼虫時代を 7 年間過ごすセミに比べれば 1 年間は長くないが、ホタルにとってやっと成虫となって交尾のために光のシグナルをメスに合図しているのだから、ホタルにとって見物に来る人間ほど迷惑な存在はない。こども公園内でのホタルの頭数と見学者の関係を示すデータはない。

幸いなことに弥生台の場合、ホタルの見学者の統計がある（表 1）（注 4）。見学者とはせせらぎの道を通るこの地域生活者、このホタル観賞の外来者である。主としてこの道を通る生活者の原弥生台自治会の会員は平成 26 年 2 月現在約 500 名（約 200 世帯）であるからホタルが飛翔する時間に通過する生活者はそれ程多いとは言えないので、見学者の多くはホタル観賞に来る外来者と言える。表 1 の見学者人数以外にこの期間に活動するホタル見守り隊の人数が加えられる。例えば平成 24 年度で延 133 人、平成 25 年度延 124 人、平成 26 年度で延 115 人である（注 5）。平成 18 年から 26 年までの見学者累計数は 27,621 人である。表 1 のデータは平成 18 年から平成 26 年まで 9 年間、毎年一定期間、たとえば 6 月 1 日から 6 月 30 日までの 1 か月間、毎日 19 時 30 分から 20 時 30 分の 1 時間のホタル見学者数の累積統計である。一方、「守る会」はこの期間にホタルの発現数をルートセンサス（ラインセンサス）法で計測し、その計測結果を表 1 に示す。

表 1 弥生台のホタル発現頭数（注 2）と見学者人数（注 4）

平成(年)	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年
ホタル	1,720	1,134	1,018	1,011	604	435	822	606	548
見学者	2,600	2,560	2,801	3,937	3,424	3,609	3,045	3,222	2,423

この表 1 のデータをもとにした、ホタル見学者とホタル発現頭数の関係を図 1 に示す。光るホタルは交尾の期間であるからその見学者の影響があるとすれば翌年度のホタルの頭数に反映されるとして、例えば平成 18 年の見学者数と平成 19 年のホタルの発現頭数が一組のデータとなる。

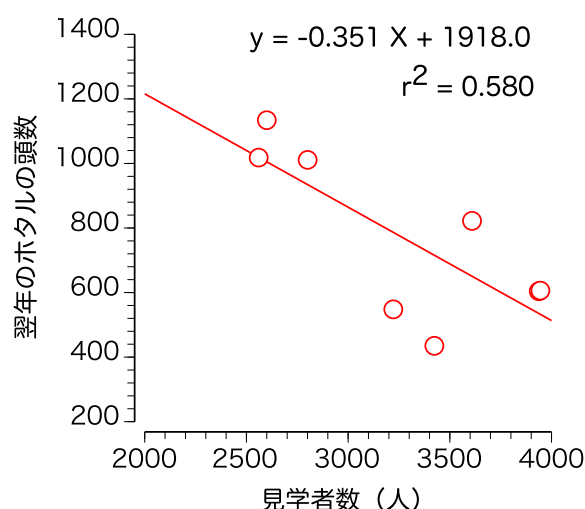


図 1 見学者と翌年のホタルの関係

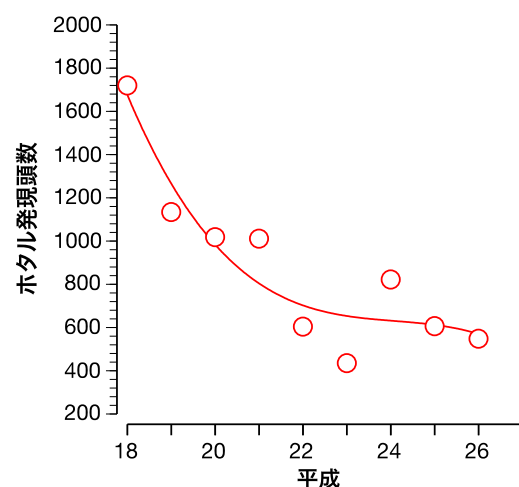


図 2 ホタルの発現
の経年変化

図 1 から言えることはホタル見学者数の多い年の翌年のホタル発現頭数がある幅をもって負の相関（反比例の関係）をもっていることだ。皮肉なことだが、やはり見学者数は少ないに越したことはない。無論、ホタルの発現は見学者以外の気象や生息環境の要因もある。事実、弥生台のホタルが少ない時市内の各所のホタルも全般的に少なく、その原因はその時期の地域に降った大雨によって卵の孵化後の幼虫が水中生活を始めたころに流されてしまったとも考えられている。また見学者が意図的に持ち帰る又は衣服に付着して非意図的に持ち出されるホタルの数も無視できない。一頭いなくなると 500～ 1000 個の卵が無くなるとも指摘されている(注6)。大池公園のホタルの減少は見学者を促す地元のホタル見守り活動を中止したことも原因の一つになり得る。

図 2 は平成 18 年から平成 26 年までのホタル発現数の経年変化を示す。平成 26 年のホタルの数は 8 年前の平成 18 年の最大頭数の約 3/1 以下に減少している。このまま図 2 の傾向が続くとすればさらに 10 年後には平成 18 年の 1/9 以下に減少することになるが、生息環境とホタルの頭数の間に適切な関係がある。たとえば生息環境として幅 40cm 長さ 400m のせせらぎ全体で 200～300 頭、現状の 100～200 頭はバランスされているとの指摘もある(注7)。また、平成 26 年度の計測結果については年次変動の内数であるともされている(注8)。実際にどうなるかは今後の観察によって判断される。

ゲンジホタルの移動について、全国ホタル研究会第 27 回大会(1994) で 1982<昭和

57>年環境庁報告書を引用して「個体数が減少した地域で、地元のホタルを養殖して幼虫を放流するのであればともかく、すでに絶滅した地域または激減した地区に、他の地域からホタルを導入し放流することには大きな疑問がある（後略）」と報告されている。その後第34回大会(2001)で検討された結果、ホタルの保護・復元における移植の三原則として、「原則1. 本来生息しない地域には移植しない。原則2. 数を増やすために他地域から移植するのでなく、本来生息しているホタルを保護していく。原則3. 自生のホタルが絶滅し移植を試みる場合は、最も近い水系のホタルを導入する」とされている(注9)。弥生台のホタルはこれらの原則3のもとで「守る会」によって復元されている。

(原弥生台自治会会報 No. 29 より転載、片瀬隆雄)

注；

- 1) 『ホタル復活の立役者、「守る会」会長の中村さん』、タウンニュース 2013. 7. 11 掲載、
- 2) ホタル通信 26 号添付資料(弥生台のせせらぎとホタルを守る会のあゆ)、2014. 3. 14 及びホタル通信 28 号(注8) [別途の計測結果に、ホタル発現数が平成20年から26年までそれぞれ 1,018, 1,422, 848, 775, 1,410, 913, 986 頭がある<注4>; 前項3-3-1 ホタル見守り隊の活動の表1参照]
- 3) 「うわさの現場」、TBS 2011. 7. 31 放映
- 4) 中田弘一、ホタル見守り隊の活動を振り返り、原弥生台自治会回覧、平成26年7月
- 5) ホタル見守り隊「活動カレンダー」(2012~14年)(亀谷戸せせらぎ水辺愛護会、原弥生台自治会)
- 6) 中村栄次郎、「弥生台のせせらぎとホタルを守る会」会員のみなさまへ、平成21年5月
- 7) 横田光邦、ホタルの生態を知ろう、せせらぎ愛護会、2007. 8. 19
- 8) ホタル通信 28 号、2014. 9. 11
- 9) 薦 幹夫、HP で読む、ホタルの移植の問題、平成18年全国ホタル研究会情報誌
(<http://www.komav7.com/hotaru/zyou/1.html>)

補遺2：平成28年度の新橋市民の森愛護会活動計画書

月	原弥生台自治会活動 注1)	協力団体活動	備考(イベント等)
4月	市民の森	_____	_____
5月	(泉新橋公園)	新橋自然観察クラブ 注2)	・春の観察会
6月	市民の森	_____	
7月	(泉新橋公園)	新橋第七新友会シニアクラブ 注3)	
8月	市民の森	_____	
9月	(泉新橋公園)	新橋自然観察クラブ	・秋の観察会

10 月	市民の森	_____	_____
11 月	市民の森	_____	_____
12 月	(泉新橋公園)	新橋第七新友会シニアクラブ	
1 月	市民の森	_____	_____
2 月	(泉新橋公園)	新橋自然観察クラブ	・冬の観察会
3 月	市民の森	_____	・愛護会総会 注 5)
活動の無い週の巡視・点検 新橋市民の森散策クラブ 注 4)			
合計		自治会 7 回	協力団体 5 回

【注】： 1) 自治会役員会は市民の森(7 回)及び公園(5 回)を指揮し、協力団体は市民の森 5 回を担当する。 2) 自然観察クラブは年 3 回担当し、活動終了後、樹林内 2 か所での春、秋、冬の観察会 3) 新橋第七新友会シニアクラブは、年 2 回担当し、原則として担当月毎週 1 回計 4 回の巡視・点検をし、7 月の除草は必要に応じて横浜市が実施する。 4) 自治会、自然観察クラブ、シニアクラブの活動のない残り 3 2 週の巡視・点検を、市民の森散策クラブが担当する。 5) 愛護会総会は自治会が担当する。

【活動内容】活動は、原則として毎月 1 回以上の清掃・除草、毎週 1 回以上の巡視・点検とする。 1) 清掃・除草について、湿地周辺園路(2 名)、樹林地区園路(2 名)、広場及び広場までの入口園路(他の参加者全員)で実施する。 2) 巡視・点検については原則 1 名以上で実施し、巡視・点検で気付いたことを必要に応じて横浜市南部公園緑地事務所へ連絡する。 3) 毎年前期と後期(会計処理を含む)の 2 回にまとめて所定の報告書・シートに記載の上、横浜市南部公園緑地事務所に報告する。協力団体は自治会役員へ提出する。

【活動保険】 万が一、活動中の事故の際、速やかに泉区役所総務課庶務係まで、事故申請をしてください。愛護会活動などボランティア活動が安心してできるように、横浜市が保険料を負担して保険会社と横浜市市民活動保険契約。